

新庄市公告第92号

認可地縁団体が所有する不動産の移転登記について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の4第1項の規定により、認可地縁団体が所有する不動産の登記移転に係る公告申請がありましたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

令和8年9月17日

新庄市長 山科 朝則

1 公告期間 令和8年9月17日から令和8年12月16日まで

2 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名称 金沢新町町内会

区域

区域名称	地番
上金沢町	13番地14号地から18号地まで
	14番地全域
	15番地全域
金沢元屋敷	2005番地から2011番地まで
	2015番地から2021番地まで
	2024番地
	2050番地
	2126番地
	2128番地
	2137番地から2289番地まで
	2570番地
	2820番地から2875番地まで
	3100番地から3101番地まで
大字鳥越玉の木	1899番地から1985番地まで
大字鳥越	481番地から494番地まで
	986番地から1005番地まで
	1639番地

主たる事務所 新庄市金沢2144番地の6

3 申請不動産並びに表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
土地

地 目	面 積	所 在 地
雑種地	7 8 6 m ²	新庄市金沢元屋敷 3 1 0 6 番 1

表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 柿崎 茂（持分 5 分の 1）

住 所 新庄市上金沢町 1 5 番 1 7 号

氏名又は名称 兼子 尚亀（持分 5 分の 1）

住 所 寒河江市大字白岩 7 7 2 番地の 2

氏名又は名称 相沢 昭二（持分 5 分の 1）

住 所 新庄市金沢 2 2 6 8 番地

氏名又は名称 高山 喜一（持分 5 分の 1）

住 所 新庄市大字鳥越 1 9 0 0 番地

氏名又は名称 高橋 伸吉（持分 5 分の 1）

住 所 新庄市金沢 3 0 8 9 番地

土地

地 目	面 積	所 在 地
宅地（公民館敷地）	1 2 2 . 2 5 m ²	新庄市金沢元屋敷 3 1 0 6 番 1 6

表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 柿崎 茂（持分 5 分の 1）

住 所 新庄市上金沢町 1 5 番 1 7 号

氏名又は名称 兼子 尚亀（持分 5 分の 1）

住 所 寒河江市大字白岩 7 7 2 番地の 2

氏名又は名称 相沢 昭二（持分 5 分の 1）

住 所 新庄市金沢 2 2 6 8 番地

氏名又は名称 高山 喜一（持分 5 分の 1）

住 所 新庄市大字鳥越 1 9 0 0 番地

氏名又は名称 高橋 伸吉（持分５分の１）

住 所 新庄市金沢３０８９番地

土地

地 目	面 積	所 在 地
境内地	６３㎡	新庄市金沢元屋敷２２７１番２

表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 柿崎 茂（持分５分の１）

住 所 新庄市上金沢町１５番１７号

氏名又は名称 兼子 尚亀（持分５分の１）

住 所 寒河江市大字白岩７７２番地の２

氏名又は名称 相沢 昭二（持分５分の１）

住 所 新庄市金沢２２６８番地

氏名又は名称 高山 喜一（持分５分の１）

住 所 新庄市大字鳥越１９００番地

氏名又は名称 高橋 伸吉（持分５分の１）

住 所 新庄市金沢３０８９番地

４ 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

５ 異議を述べることができる期間

令和８年９月１７日から令和８年１２月１６日まで

６ 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）第２２条の３第２項に規定する申出書及び関係書類を新庄市長に提出すること。

７ 異議申出書等提出先

新庄市総合政策課 広報・地域コミュニティ係